

第67回大野市介護保険運営協議会・第2回大野市高齢者福祉計画策定委員会概要

令和2年8月25日（火）午後7時から午後8時20分

結とびあ3階 302号室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 国の基本的な方針（案）について【資料1】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

(2) 基本理念及び基本目標について【資料2】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○基本目標の「地域包括ケアシステムの深化」というのは、これまでの制度を深めるということか。「介護保険サービス基盤の整備」は、ハードもソフトも含めてか。

→深化・推進の中ではより体制を強化し、充実していき、より大野に合ったものを作っていくことを考えている。また、基盤整備については、介護保険の安定的な運営の継続も含めて考えている。

○大野市は人口減少社会の中で、介護人材不足をこの計画の中にどのように盛り込んでいくかが問題である。今後は事業所を利用者が選ぶより、逆に事業所が利用者を選ぶという時代になると思う。

→サービス基盤というのは国の指針の中にもあり、人的基盤の部分は、これまで県の計画に盛り込むことになっていたものが、市の計画で人的な確保の部分を計画に位置付けていくようになったのが変更点である。介護保険サービス基盤の整備は、今後ご意見をお聞きし、より良い案があればと思う。

○サービス基盤整備だが、何らかの形で本文の中に一つの施策とし入れるのか。2040年まで待たずに2025年が経過した頃、大野市の財源は大変になると思うので早めに手を打った方が良いと思う。

基本目標に入れたからには目標を具現化するような言葉があるのか。

→大野市の高齢者の人数は、今後減っていくことを想定している。介護サービスの基盤整備を考えていくにあたり、要介護の方が増えていくという状況の中でサービス提供量を見込み、サービス基盤整備を考えていく必要があると思っている。

(3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査結果について【資料3、3-1】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○このアンケート結果を見ると一般の方でも、一人で買い物に行けなかったり、

料理が作れなかったり、一人で外出できない方もいるが、介護認定を受けていない方か。また、そのような方が介護認定を受ける事は可能か。

→認定を受けていただくことは可能であるが、その方の体の状態によって介護認定がつくかどうかは調査しないと分からない。

○そういう方が介護保険以外の市の一般のサービスを知らなくて、サービスが必要な状態にあるのであれば、広報や身近な方にお知らせしていく等、周知の体制を作っていないといけない。介護保険制度を知らない人が沢山いることが問題である。

→介護保険制度の啓発に努めていきたい。

○介護認定を受けるには、医者から何かアドバイスがあるのか。また、ケアマネジャーが申請したいと言えば申請してもらえるのか。窓口はどこかなどが、あまり知られていないと思う。

→どちらの場合もある。今後、啓発を考えていきたい。

(4) 高齢者福祉計画（案）について【資料4】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○P15の高齢者ふれあいサロン事業の「委託による支援がなくなった後も、自主的な運営が継続的に行えるよう、代表者への支援に努めるほか、」とあるが、委託による支援がなくなるとはどういうことか。

→ふれあいサロンを初めて開始する場合、「在宅介護支援センター」に「介護予防教室」という名称で、事業の立ち上げを委託し行っている。立ち上げて3年間軌道に乗るまでは当該センターが支援するが、3年間経過後は自主的運営を目指してもらい委託はせず、4年目から自主運営になる仕組みである。市としてはふれあいサロンを増やしたいと考えているので、委託をやめるということはしていない。

○「代表者への支援」はどういう意味か。

→ふれあいサロンを続けていく場合、一番の課題がサロンを運営していただく「リーダー」である。「代表者への支援」とは、代表者のリーダーが他のサロンのリーダーと交流するような場を設け、リーダーの支援をしていくということである。「代表者」という書き方では分かりにくいので、書き方を検討したい。

(5) 第8期介護保険事業計画における事業所意向調査の結果について【資料5】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 ○意向調査を参考にし、今後、大野市がどれだけ施設整備をしていくかを検討し、計画に反映していただけたらと思う。

→介護保険料を算定していく上で、施設サービスはサービス料がかかるため、保険料のアップにつながる。今後、検討していきたい。

介護療養型医療施設が制度上無くなるので、今後、介護医療院の整備を進める必要がある。意向調査で希望があった介護医療院の整備をどのように捉え

ていくかが、今回の検討のポイントだと考えている。次回の会議で方向性を提示したいと考えているのでご意見をいただきたい。

○見込量の調査をするとき県指定事業の部分が抜けているようだが、どのように補足しているのか。例えば、県指定の通所型のデイサービスの定員が変わるとか、新設は別にしても介護保険料に影響する部分はあると思う。

→意向調査では、対象を市指定の地域密着型施設を運営している事業所に限っているわけではなく、県指定の事業所を運営している事業所にも行っている。

4. その他

5. 閉会あいさつ